

明文振指令第38号
2020年（令和2年）12月22日

兵庫県東播磨県民局長 伊藤 裕文 様

明石市長 泉 房徳



史跡 明石城跡の現状変更について（許可）

令和2年12月15日付け東播(加土)第1960号で申請のあった史跡明石城跡の現状変更（樹木除伐等）については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項及び同法第184条第1項第2号の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 当該現状変更の許可申請書又は添付した書類、図面、若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- 2 当該現状変更終了の際は、遅滞なくその旨を当市あてに報告すること。

（参考）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、明石市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表となる。）、提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければいけないこととされている。

東播(加土)第1960号
令和2年12月15日

文化庁長官様

住所 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1
氏名 兵庫県東播磨県民局長 伊藤 裕文



現状変更許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

現状変更の内容(現状変更許可申請書 別紙)

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 明石城跡
- 2 指定年月日
平成 16 年 9 月 30 日
- 3 所在地
兵庫県明石市明石公園 389-1
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
氏名 兵庫県知事 井戸 敏三
住所 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
- 5 権原に基づく占有者の氏名(名称)及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
なし
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 兵庫県東播磨県民局長 伊藤 裕文
住所 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
- 9 現状変更等を必要とする理由
公園の利用及び管理上、繁茂した樹木の除伐・剪定を行う必要がある。
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
別紙の通り
- 11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる史跡、名勝及び天然記念物への影響に関する事項
樹木の除伐・剪定により景観の向上が図られ、史跡の価値向上につながる。

12 現状変更等の着手及び終了の時期

着手：許可日以降

終了：令和3年3月25日

13 現状変更等に係る地域の地番

兵庫県明石市明石公園 389-1

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名 未定

住所 未定

15 その他参考となるべき事項

なし

【添付書類】

(1) 現状変更等の平面図

(2) 現状変更等に係る現況写真

明石公園 史跡区域図

開園区域: 54.8ha

埋蔵文化財包蔵地の発掘に係る届出 (文化財保護法第 93・94 条)

埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとき：文化庁長官は当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他必要な事項を指示出来る。

埋蔵文化財包蔵地
(文化財保護法第 93 条)

国指定史跡 (27.4ha)
(文化財保護法第 109 条)

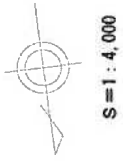
施工箇所

国指定史跡に影響する行為の許可 (文化財保護法第 125 条)

- 許可を要する行為
- ・ 史跡の現状に何らかの影響を招来する一切の行為
- ・ 直接に現状変更するものでないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為

国指定重要文化財
【坤櫓・巽櫓】
(文化財保護法第 27 条)

明石公園平面図



現況写真（史跡区域）

1



2



3



4



5



6



現況写真（史跡区域）

7



8



9



10



11



12



現況写真（史跡区域）

13



14



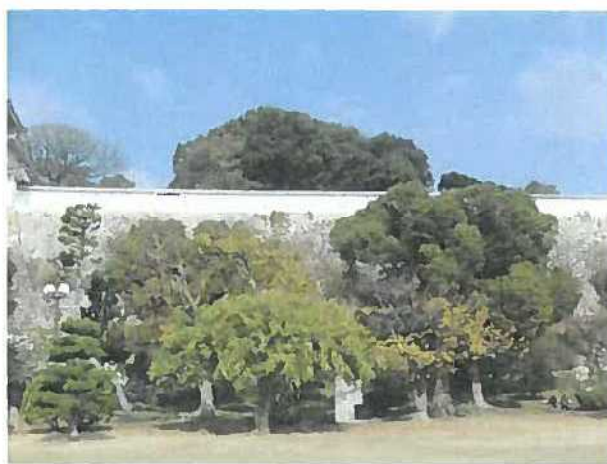
15



16



17



現況写真（史跡区域）

18



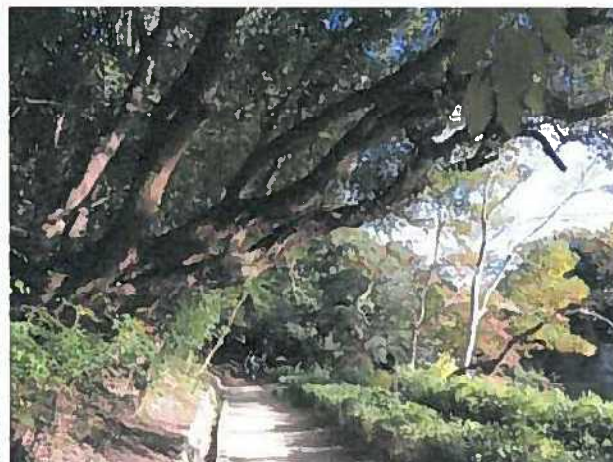
19



20



21



22



23



現況写真（史跡区域）

24



25



26



27

